

1. プラン策定の趣旨

これまで、「まちづくり女（ひと）と男（ひと）との共同参画プラン（平成7（1995）年、平成12（2000）年、平成17（2005）年、平成22年（2010）年、平成27（2015）年）」、「ひとが輝くパートナープラン（令和2（2020）年）」の策定や「栗東市男女共同参画都市」の宣言（平成14（2002）年）を通じ、男女共同参画社会の実現にむけ総合的かつ計画的に取組んできました。

男性の育児休業取得率や女性の就業率が上昇している等、男女共同参画が進んだ部分もありますが、家事・育児負担が女性に大きく偏っている、企業等における女性管理職の割合が低調である等、ジェンダー平等に関する様々な課題が残っており、すべての人が性別や性の意識に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現は道半ばです。

本プランは、本市が抱える男女共同参画の視点における課題や社会情勢を踏まえ、男女共同参画の実現により近づけることを目的に策定するものです。

2. プランの位置づけ

- 男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）に基づく計画
- 「第六次栗東市総合計画」をはじめ本市の関連する各種計画との整合を図ります。
- SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえてプランを推進します。

3. 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで 5年間

社会情勢の変化やプランの進捗状況により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 基本理念

性別や性の意識にかかわりなく、すべての人が活躍・自己実現できる栗東

本プランでは、栗東市男女共同参画都市宣言の前文にある「自分らしくいきいきと生きることができる栗東市民」を目指します。

5. 全体を通じた重要な視点

- 政策決定プロセスへの女性参画
- 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
- 健康と心身の幸福（ウェルビーイング）

(案)

6. 施策体系

本プランは、基本目標実現のため、3つの柱のもと 11 の「基本施策」と 36 の「具体的施策の方向」で構成し、各担当課において取組みを進めることで計画の推進を図ります。

基本目標	基本施策	具体的施策の方向
1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消 (2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大 (3) 地域社会における男女共同参画推進 (4) 多様性に対する理解促進	① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発、しぐみや慣行の見直し ② 人権尊重と意識醸成に関する教育・学習の充実 ① 女性の管理職への登用推進 ② 市が設置している審議会等への女性登用推進 ③ 地域社会のリーダーとしての女性の参画推進 ④ 市組織における男女共同参画の率先行動 ⑤ あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映 ① 地域活動における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、しぐみや慣行の見直し ② 男女共同参画の視点で、誰もが栗東に「暮らしたい」「暮らし続けたい」と思える市民や企業など連携の仕掛けづくり ① 性の多様性に対する理解促進 ② 文化や価値観の多様性に対する理解促進
2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 家事・育児・介護への男性参画促進 (3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり (4) 誰もが働きやすい環境づくり	① 育児・介護支援制度の充実 ② 多様な働き方の推進 ③ 働きやすい環境づくりの推進 ④ 地域における子育て支援団体の育成支援 ⑤ 市職員のワーク・ライフ・バランスの率先行動 ① 男性の育児休暇取得の促進 ② 男性の家事・育児時間確保の推進 ③ 男性の家事・育児・介護の参加および理解の促進 ① 女性の就職・再就職支援の充実 ② 起業・創業を志す女性への支援 ③ 女性デジタル人材の育成 ④ 多様な選択を可能にするキャリア教育・学習の充実 ① 職場における男女共同参画を促進するための取組推進
3 だれもが安心・安全に暮らせる	(1) パートナー等へのあらゆる暴力の根絶および困難な状況にある人への支援 (2) 生涯を通じた心身の健康づくり推進 (3) 防災分野における男女共同参画の視点反映	① 子ども・青少年に対する包括的な性教育、性犯罪・性暴力の根絶に向けた教育の推進 ② 性犯罪・性暴力、パートナー等への暴力を許さない対策推進 ③ セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組推進 ④ 貧困等生活上の困難に直面する女性への支援 ⑤ 高齢者などが抱える生活上の困難をもつ人の支援や介護を要する人への支援など男女共同参画の視点に立った取組推進 ⑥ 男女共同参画の視点に基づくあらゆる暴力を許さない社会・職場づくり ① リプロダクティブヘルス／ライツに関する啓発・教育、学びの機会創出 ② 女性のライフステージに応じた健康づくりに向けた支援 ③ 働く場での健康を支える仕事と健康の両立支援 ④ 性を正しく理解するための啓発・教育、学びの推進 ① 男女共同参画の視点による防災体制の整備 ② 防災の現場等における女性の参画拡大

※ 基本目標に関する説明は、次頁をご覧ください。

7. 基本目標

1. 多様性を尊重し、つながり生きられる

性別や性の意識にかかわらず多様な人々がつながり合い、それぞれの力を活かして地域社会を築く仕組みをつくることが、持続可能で誰もが住みたいと思えるまちづくりにつながります。

人権が尊重され、あらゆる分野での男女共同参画の視点が反映された社会になるよう、取組みを継続していきます。

2. じぶんらしく活躍できる

性別や性の意識にとらわれず、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に発揮できる社会をめざします。誰もが自分らしく希望をもって活躍できるよう、取組みを進めていきます。

3. だれもが安心・安全に暮らせる

DV を許さない意識醸成にむけた取組みを行うとともに、貧困等困難な状況にある人に寄り添います。また、防災対策における男女共同参画の視点反映や女性の心身の健康が守られる環境づくりに取組みます。

8. 推進体制

市民、地域団体、事業者の協力のもと、総合的・効果的に進めていきます。

(1) 庁内推進体制の充実

(2) 連携・協働の推進

プランの施策実施状況を把握するため、各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行います。

調査結果は広く市民へ公表するとともに、以後の施策に反映するよう努めます。

本プランに基づく施策の実効的な推進のため、事業の進捗状況等は「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」で報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受けていきます。

また、その評価結果や意見・提言の内容等は、ホームページ等で公表します。

詳しくは、本編をご覧ください。本編はこちらからご覧いただけます。

栗東市 男女 7



発行年月 令和 8 (2026) 年 3 月
発 行 栗東市
編 集 栗東市市民部自治振興課
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺
一丁目 13 番 33 号
☎ 077-551-0290
☎ 077-551-0432
✉ jichishinko@city.ritto.lg.jp